

○厚生労働省告示第五十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～015			I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～015		
016 体表面用電場電極			(新設)		
(1) 膠芽腫用					
(2) 非小細胞肺癌用					
① 小型					
② 大型					
II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（ツイルムを除く。）及びその材料価格 001～122 (略)			II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（ツイルムを除く。）及びその材料価格 001～122 (略)		
123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1)・(2) (略)			123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1)・(2) (略)		

(3) パルスフイルドアブレーション用	① 標準型	681,000円
	② 熱アブレーション機能・心臓電気生理学的検査機能（心房内・心室内全域型）付加型	883,000円
	124～132 （略）	
133 血管内手術用カテーテル		
(1)・(2) 末梢 ^{しよく} 血管用ステントセット		
(3) P T Aバルーンカテーテル		
①～⑤ （略）		
⑥ 再狭窄抑制型 ^{さく}	173,000円	
⑦ 標準型	192,000円	
① 橈骨動脈穿刺対応型 ^{らう}		
⑦ （略）		
(4)～⑫ （略）		
134～167 （略）		
168 心腔内超音波 ^{くう} フローゾ		
(1)・(2) （略）		
(3) 再製造		
① （略）		
② 磁気センサー付き	229,000円	
169～194 （略）		
195 体表面用電場電極		
(1) 膠芽腫用 ^{くう}	35,900円	
(2) 非小細胞肺癌用		
① 小型	48,800円	
② 大型	65,000円	
196～210 （略）		
211 植込型骨導補聴器（直接振動型）		
(1) インプラント		
① 標準型	720,000円	
② 特殊型	744,000円	
(2) 音声信号処理装置		
① 標準型	325,000円	
② 特殊型	325,000円	
(3) オプション部品（標準型）	29,800円	
212～237 （略）		

(3) パルスフイルドアブレーション用	681,000円
(新設)	
(新設)	
124～132 （略）	
133 血管内手術用カテーテル	
(1)・(2) 末梢 ^{しよく} 血管用ステントセット	
(3) P T Aバルーンカテーテル	
①～⑤ （略）	
⑥ 再狭窄抑制型 ^{さく}	173,000円
(新設)	
(新設)	
⑦ （略）	
(4)～⑫ （略）	
134～167 （略）	
168 心腔内超音波 ^{くう} フローゾ	
(1)・(2) （略）	
(3) 再製造	
① （略）	
(新設)	
169～194 （略）	
195 体表面用電場電極	35,900円
(新設)	
(新設)	
196～210 （略）	
211 植込型骨導補聴器（直接振動型）	
(1) インプラント	
(新設)	720,000円
(新設)	
(新設)	
(2) 音声信号処理装置	
(新設)	325,000円
(新設)	
(3) オプション部品	29,800円
212～237 （略）	

238	冷凍アレーション用バルーンカテーテル	389,000円	(新設)
239	腎神経焼灼用カテーテル		(新設)
	(1) 超音波エネルギー式		
	① カテーテル	694,000円	
	② カートリッジ	124,000円	
	(2) 高周波エネルギー式	1,410,000円	
240	経皮的三尖弁クリップシステム	3,060,000円	(新設)
注 経皮的三尖弁クリップシステムのクリップを 2 個以上使用する場合は、追加する 1 個当たり償還価格の100分の50に相当する価格を加算する。			
Ⅲ～Ⅴ (略)			
Ⅵ 歯科点数表の第 2 章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
001	(略) 品 名 単 位 材料価格		Ⅲ～Ⅴ (略)
002	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g 15,991円	Ⅵ 歯科点数表の第 2 章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
003	歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)	1 g 14,682円	001 (略) 品 名 単 位 材料価格
004	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g 14,777円	002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)
005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g 14,766円	003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g 4,779円	004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)
007～009	(略)		005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g 6,446円	006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)
011	歯科鑄造用銀合金 第 1 種 (銀60%以上インジウム 5 %未満 J I S 適合品)	1 g 262円	007～009 (略)
012	歯科鑄造用銀合金 第 2 種 (銀60%以上インジウム 5 %以上 J I S 適合品)	1 g 287円	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)
013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g 293円	011 歯科鑄造用銀合金 第 1 種 (銀60%以上インジウム 5 %未満 J I S 適合品)
014～071	(略)		012 歯科鑄造用銀合金 第 2 種 (銀60%以上インジウム 5 %以上 J I S 適合品)
Ⅶ～Ⅸ (略)			013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)
			014～071 (略)
			Ⅶ～Ⅸ (略)